

第1章

誰もが健康でいきいきと 暮らし続けられるまちづくり

健康・福祉

1節 お互いに支え合い安心して暮らせる地域づくりを推進します

1. 地域福祉の充実

2節 安心して子育てができる環境をつくります

1. 子育てがしやすい環境づくり
2. 子どもたちを育む体制づくり

3節 高齢者や障害者等が生きがいを持って暮らせる環境をつくります

1. 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり
2. 障害者が安心して暮らせる環境づくり
3. 発達障害者が安心して暮らせる環境づくり

4節 市民が健康でいきいきと暮らせる環境をつくります

1. 市民主体による健康づくりの推進
2. 医療・救急体制の充実

5節 安心して暮らせる公的保険制度等の充実を図ります

1. 健全な公的保険制度の運営
2. 低所得者福祉の充実

1-1-1 地域福祉の充実

現状・課題

- 高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、障害者世帯が増え続ける現在、地域から孤立した高齢者、障害者の存在や虐待、認知症高齢者の徘徊等が社会問題となっています。

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域から孤立しないよう見守りや様々な相談支援が不可欠であり、地域での「支え合い」、「共助」を軸にしたネットワークづくりが必要です。

- 本市では、高齢者が地域社会との交流を深め、福祉増進を図る老人クラブ活動やレクリエーション等を奨励するほか、高齢者の介護予防・閉じこもり防止のため、地域住民やボランティアが主体となった「地域ふれあいサロン」を町内会単位で設置し、開催しています。

今後、地域ふれあいサロンの意義や必要性を高めるため、未設置の町内会に対して活動を周知していく必要があります。

障害者に対しては、社会参加や趣味活動の支援をするため、障害者のつどいや各種教室等を開催していますが、交通が不便なことから参加者が少ないのが現状です。また、日常的に、障害者同士あるいは障害者と地域住民との交流する場がないことも課題です。

- これまで歩道や公共施設等のバリアフリー化が着実に進められていますが、個々の施設のバリアフリー化だけでは、利用者にとって障壁のない生活空間とは言い切れません。

今後は、地域の特性に応じ、個々の施設の整備やその間の移動の円滑化を有機的に組み合わせ、面的な広がりを持った障壁のない生活空間の整備を推進することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを実現する必要があります。

基本的方向

1. 地域全体で見守る体制の整備

市民が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を送ることができるよう、地域や関係機関等と連携を図りながら、地域全体で見守る体制づくりの必要性を周知・啓発していくとともに、地域での見守りや支援活動等の市民同士のネットワークの構築を促進します。

また、大規模災害への備えとして、災害時における支援体制の整備にも取り組みます。

2. 地域のつながりを深め、思いやりを育む活動の推進

自分も周りの人も大切に思い、様々な立場の人の考え方や生き方を尊重する「思いやりの心」を育むため、白山市社会福祉協議会と連携し、地域住民や児童・生徒を対象とした出前講座や交流事業、体験学習等に取り組みます。

また、町内会に対しては、地域における多様な市民同士のつながりの場の必要性や地域ふれあいサロンの目的・意義などの周知を図り、新規サロンの開設を促進します。

さらに、地域福祉に関する学習の場の提供に努め、市民の福祉に関する意識向上を図ります。

障害者については、日常的な交流の場の整備支援を推進します。

3. 公共施設等のバリアフリー化の推進

平成28年4月からの障害者差別解消法の施行を受け、行政機関が合理的配慮を提供するという視点からも引き続き公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々の移動や施設利用の利便性・安全性の向上の促進を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域全体で見守る体制の整備	見守りネットワークの推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、事業者
	権利擁護の推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	避難行動要支援者を支援する体制の整備	→	→	市、市民、社会福祉協議会
2. 地域のつながりを深め、思いやりを育む活動の推進	★ 誰もが支え合う地域づくりの推進	→	→	市、市民、社会福祉協議会
	★ 交流の場の提供	→	→	市、市民、社会福祉協議会
3. 公共施設等のバリアフリー化の推進	★ 住宅及び公共施設等のバリアフリー化	→	→	市、市民、事業者
	道路及び交通機関のバリアフリー化	→	→	市、国、県、市民、事業者

市民協働に向けて

- 誰もが支え合う地域づくりを推進し、市民一人ひとりの地域福祉への理解を深めるとともに、地域の見守りやボランティア活動への支援を行い、地域全体で見守る体制を整備します。
- 高齢者、障害者等の利用者にとって、より効果的なバリアフリー化を図るため、障害者差別解消法における合理的配慮の視点を取り入れながら、計画段階における情報提供やニーズ把握とともに、市民が直接参画できる機会の創出に努めます。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
地域ふれあいサロン設置数	箇所	95 (H27)	130	160	
見守り協定・登録事業所数	件/年	40 (H27)	52	62	
避難行動要支援者に関する町内会等協定数	件	—	全町内会	全町内会	



共生の街づくりバリアフリータウンチェック



地域ふれあいサロン

1-2-1 子育てがしやすい環境づくり

現状・課題

■ 国は、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考えのもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を示しています。

しかし、女性の社会進出の拡大や核家族化をはじめとした家庭環境の変化、個人の価値観の多様化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、保護者の多様なニーズに対応できる保育サービスの充実が必要です。

■ 本市では、年少人口割合が減少傾向にあり、特に白山ろく地域ではその傾向が顕著となっています。

このような背景のもと、本市では平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、世帯規模の縮小や女性の社会進出による保育ニーズの増大などを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境整備を進めています。

今後は、妊娠期から出産、子育てへと切れ目のない支援を強化するための環境整備や体制づくりのさらなる強化が必要です。

基本的方向

1. 保育サービスの充実

多様なニーズに応えた保育サービスの充実や子どもを受け入れる施設の整備などの支援により、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

2. 子育て支援体制の強化

母子健康手帳の交付や新生児訪問、妊産婦健診・乳幼児健診・相談事業を通して、妊娠、出産、子育て期において切れ目なく、親子がともに安心して健やかに過ごせるよう、子育て世代への支援の強化を図ります。

また、子育て支援情報や子どもの健康に関する情報の発信を充実するなど、様々な保育資源を整えることにより、市民が安全・安心して子育てができるよう、充実した環境づくりを推進します。



4か月児健診・ブックスタート



未来を担う子どもたち

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 保育サービスの充実	★ 認定こども園・小規模保育園・事業所内保育園の整備促進	→	→	市、保育・教育施設
	婚活事業・仕事と子育ての両立支援	→	→	市、保育・教育施設
	特別支援保育事業の推進	→	→	市、保育・教育施設
2. 子育て支援体制の強化	子育て支援情報の充実	→	→	市、市民
	児童の健康づくりの充実	→	→	市、保育・教育施設
	質の高い保育・教育の充実	→	→	市、保育・教育施設
	妊産婦・乳幼児健診受診の促進	→	→	市
	★ 夜間・休日小児医療の診療体制の構築・充実	→	→	市、石川中央都市圏
	★ 妊娠出産子育て期の切れ目のない支援体制の構築	→	→	市

市民協働に向けて

- 幼児教育や保育サービスの充実に向け、保育・教育施設が窓口となり、保護者に対して各種サービスの周知や保護者のニーズを把握することにより、的確なサービスを提供します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
認定こども園の施設数	園	5 (H28)	14	14	
小規模保育園（0歳～2歳）・事業所内保育園の数	園	1 (H28)	2	2	
保育士定数改善事業の実施数	園/年	21 (H27)	22	22	
乳児家庭全戸訪問事業実施率	%	96.9 (H27)	100	100	
不妊治療費助成事業利用件数	件/年	240 (H27)	300	350	

1-2-2 子どもたちを育む体制づくり

現状・課題

■ 近年、核家族化の進行や地域の交流が希薄化することにより、地域での子育て環境が変化し、祖父母や地域住民からの協力・支援を得ることが困難な状況となっているケースが増えています。そのため、子育てに対して不安や負担、孤立感を抱く家庭が増えています。

子育て世代や子どもたちが、本市の豊かな自然や文化に触れながら健やかに成長できるよう、地域での子育て環境の充実を図り、地域との絆を形成していくことが必要です。

■ 放課後児童クラブや子育てひろばの利用者の増加、いじめや虐待等の問題、さらには特別な支援を必要とする児童への対応など、多様化する子育てニーズに適切に対応し、子どもたちの健全な育成を図るためには、関係機関を含む地域が一体となり、子育てを支援することが重要です。

そのため、全ての子育て家庭を継続的に見守り支えることができるよう、地域と保育所、学校等の関係機関が連携した環境づくりの強化が必要です。

基本的方向

1. 家庭や地域の子育て力への支援

保護者の経済的負担の軽減や育児相談の支援充実を図るとともに、遊びを通して子どもや保護者同士、地域の人たちとの交流促進を図るなど、地域全体による子育て支援を推進します。

また、市民が多様な保育・教育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な相談支援の充実を図ります。

2. 地域と保育・教育施設、学校等との連携強化

児童館や児童センターなどで、子どもたちが安心して放課後を過ごせるよう支援し、子どもたちの健全な育成を図ります。

また、子ども一人ひとりの状態を把握し、いじめや虐待等の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携して子どもの自立を支援します。

さらに、特別な支援が必要な子どもが円滑に義務教育へ移行できるよう、小学校との連携を強化します。

このほか、大学やスポーツクラブと連携を図り、いろいろな遊びや活動を通じた世代間交流を促進します。



はくさん児童館フェスタ



わかみや児童センター

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 家庭や地域の子育て力への支援	★ 保護者の経済的負担軽減の推進	→	→	市
	児童の健やかな成長の支援の充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
	相談支援の充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
2. 地域と保育・教育施設、学校等との連携強化	★ 放課後児童クラブ・児童館・児童センターの充実	→	→	市、市民、放課後児童クラブ、児童館、児童センター
	児童を見守る環境づくりの充実	→	→	市、市民、保育・教育施設
	大学・スポーツクラブとの連携事業の推進	→	→	市、保育・教育施設

市民協働に向けて

- 家庭や地域において、保護者が安心して子育てができるよう、子育てに関する様々な情報や交流の場を提供します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度(H33)	2026年度(H38)	
児童館・児童センターの利用者数	人/年	250,549 (H27)	255,000	255,000	
放課後児童クラブの通所割合	%	19.5 (H28)	23.6	25.0	



児童センターで過ごす子どもたち

1-3-1 高齢者が健康で暮らしやすい環境づくり

現状・課題

■ 本市の65歳以上の高齢化率（住民基本台帳による）は、平成23年度末の21.3%から、平成27年度末には25.7%へと上昇しており、将来にわたって公的保険制度の健全な運営を継続していく必要があります。

一方、国内では人口減少に伴い、労働力不足が懸念されており、本市でも団塊の世代の大量退職後における企業の人材不足が危惧されています。

一億総活躍社会の目標の中、意欲と能力のある高齢者の活躍が期待されており、雇用主をはじめ社員の理解促進に向け、啓発を行う必要があります。

■ 高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれます。

認知症については、ケアの充実や啓発活動により、地域住民の認知症高齢者とその家族への理解も促進されていますが、依然として対応に苦慮する介護者も多く、早期の対応や医療・介護の連携による支援強化が求められます。

■ ひとり暮らしや虚弱等で、自立した生活に不安のある状態になっても、地域における支え合いの中で、安心した生活を営むことができるよう、共に生きるまちづくりを進めていく必要があります。

基本的方向

1. 元気でいきいきと暮らすための環境づくり

介護予防の普及啓発を進めるとともに、市民主体の介護予防事業の充実を図ります。

また、活力ある社会の実現に向け、元気な高齢者がこれまでの知識や経験を生かして様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活できる環境の整備を推進します。

2. 地域で安心して暮らすための支援の充実

認知症になっても、本人や家族が地域で安心して暮らしていけるように、認知症に対する市民の理解を深めるための取り組みを進めます。

また、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進します。

3. 地域での支え合いの体制づくり

元気な高齢者が介護予防や生きがいづくりの一環として、虚弱な高齢者を支援する体制を整備し、地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

また、地域包括ケアシステムの具現化に向け、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、各地域において「地域ケア会議」を開催し、地域の課題を地域住民とともに解決していく体制づくりを推進します。

さらに、ボランティアやNPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が、生活支援サービスを提供できる体制づくりを推進します。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 元気でいきいきと暮らすための環境づくり	★ 介護予防の推進	→	→	市、市民、地域包括支援センター、事業者
	高齢者の社会参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、シルバー人材センター、事業者
2. 地域で安心して暮らすための支援の充実	★ 認知症施策の推進	→	→	市、市民、地域包括支援センター、医療機関、事業者
	★ 在宅医療と介護連携の推進	→	→	市、連携協議会
3. 地域での支え合いの体制づくり	★ 地域包括支援センターの機能の充実	→	→	市、地域包括支援センター
	★ 生活支援サービスの充実	→	→	市、市民、事業者

市民協働に向けて

- できる限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護予防に対する意識啓発や認知症への理解の促進に努めるとともに、多様な主体による地域での支え合いの体制づくりを整備します。
- 高齢者の雇用に対する企業への啓発・支援を実施し、社会活動への参加機会の充実を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
シルバー人材センター会員数	人	1,070 (H27)	1,140	1,180	
認知症サポーターの養成数	人	6,664 (H27)	11,000	14,500	累計



足腰ぴんぴん体操



認知症講座

1-3-2 障害者が安心して暮らせる環境づくり

現状・課題

■ 本市ではこれまで、障害者支援を充実するため、相談支援専門員の配置や手話通訳者などの育成に取り組んできました。しかし、障害者の高齢化に伴う障害の重度化や重複化、介護する家族の高齢化など、障害者を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

こうした中、障害者が自立し安心して暮らしていくためには、福祉サービスの提供基盤の整備や総合的な相談支援体制、地域生活支援体制の充実が不可欠となっています。

■ 発育期における乳幼児の障害に対しては、特に早期発見、早期療育の効果が大きいと言われています。このため、今後は、保健、医療、福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、早期対応を支援していく必要があります。

さらに、障害児の能力や可能性を伸ばすため、一人ひとりに応じたきめ細やかな保育・教育のための環境づくりを進めていく必要があります。

■ 障害者の就業状況、雇用への道は厳しいものとなっており、地域で自立した生活を送るためにも、雇用機会の拡大や就労支援の強化を図る必要があります。

また、障害者が地域社会の一員として、積極的に社会参加できるよう、活動機会の充実等を推進する必要があります。

■ 障害の有無に関わりなく、誰もが安全・安心・快適に暮らせる地域社会を実現するためには、障害や障害者に対する十分な理解と配慮が重要であり、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する必要があります。

基本的方向

1. 地域で生活できる基盤づくり

障害者が安心して日常生活を送れるよう、障害福祉サービス等の提供体制の整備・充実や日中活動の場づくりのほか、地域生活移行を含め、居住支援や経済的自立支援の充実に努めます。

また、関係機関と連携した総合的な相談支援体制の構築や基幹相談センター、地域生活拠点の設立のほか、情報・コミュニケーション支援の充実を図ります。

2. 健やかな成長を支援する環境づくり

学校をはじめとする関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の内容や支援体制の充実に努め、ともに学ぶ教育環境づくりを推進します。

また、疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制と家族支援の充実を推進し、障害特性に応じた保健・医療サービスやリハビリテーション体制等の充実を図ります。

3. 社会参加を促進する基盤づくり

雇用機会の拡大や就労促進のほか、生涯学習・スポーツ活動等への参加の促進、障害の特性に応じた社会参加のためのサポート体制の充実を図ります。

4. 共生のまちづくり

障害についての正しい知識を広めるため、広報・啓発活動の推進や合理的配慮の提供の推進、人権・権利を守るための支援の充実に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域で生活できる基盤づくり	福祉サービスの充実	→	→	市、市民、事業者
	日中活動の場の整備充実	→	→	市、市民、事業者
	居住の場の確保	→	→	市、市民、事業者
	経済的自立の支援	→	→	市、市民、事業者
	★相談支援体制の整備充実	→	→	市、市民、事業者
	心の健康づくりと支援体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	★情報・コミュニケーションの支援充実	→	→	市、市民、企業団、事業者
2. 健やかな成長を支援する環境づくり	★障害児の支援体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	早期療育体制の整備充実	→	→	市、市民、企業団、事業者
3. 社会参加を促進する基盤づくり	生涯学習・スポーツ活動等の支援	→	→	市、市民、事業者
	★障害者の社会参加の促進	→	→	市、市民、社会福祉協議会、事業者
4. 共生のまちづくり	広報・啓発活動の推進	→	→	市、市民
	★合理的配慮の提供の推進	→	→	市、市民、行政機関、事業者
	★差別を解消するための支援体制の充実	→	→	市、市民、行政機関、事業者

市民協働に向けて

- 白山市共生の街づくり推進協議会を中心として、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、共生するまちづくりを市民協働で推進します。
- 障害者の雇用に対する企業への啓発・支援を実施し、社会活動への参加機会の充実を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
福祉施設等の入所者の地域生活への移行	人	2 (H27)	10	20	
地域生活支援拠点の数	箇所	—	1	4	
福祉施設から一般就労への移行	人	—	5	10	

1-3-3 発達障害者が安心して暮らせる環境づくり

現状・課題

■ 本市では、発達に特化した相談機関として平成25年4月に発達相談センターを開設し、専門性を生かした相談対応や年齢を問わず、相談から福祉サービスへの手続きがワンストップで受けられる一貫した支援体制を行っています。

発達障害者支援法では、乳幼児健診の場を活用し、発達障害児の早期発見、早期支援に取り組むべきとされており、今後は、保育所等とも連携を図りながら、早期からいつでも安心して相談できる体制の整備が必要です。

また、診断や医療的な訓練の必要性が見受けられた場合は、医療機関に委ねることとなりますが、本市では現在、乳幼児期や学齢期の発達障害児に対応できる医療機関の確保が困難であり、専門的な医療機関との連携が必要です。

さらに、発達障害児（者）は環境の変化に弱い特性を持つことが多く、早期から適切な支援を受けても、進級就学や就労などの移行時期に著しく社会性が低下するといった「二次障害」を起こす可能性があるため、今後は予防に向けた長期にわたる切れ目のない支援体制の整備が求められます。

■ 発達障害は一見して障害の有無が分からない場合もあり、様々な誤解が生じる場合があります。このため、発達障害児（者）本人に関わる身近な支援者だけでなく、地域で発達障害に関する理解を深め、適切な支援を行う必要があります。

また同時に、本人や家族同士が悩みを共有し、情報交換ができる場も必要です。

基本的方向

1. 相談支援体制の整備

発達障害を早期に発見し、早期に支援するシステムの構築を図ります。

また、専門職種の特性を生かし、関係機関との連携を図りながら、充実した発達相談及び切れ目のない支援体制の整備を推進します。

さらに、医療機関と同等の資質で相談や療育が受けられる場を整備します。

また、診断や医療的な訓練の必要性がある場合、公立松任石川中央病院など専門的な医療機関と連携し、医療サービスを提供する体制を整備します。

2. 発達障害に対する普及啓発と交流促進

発達障害についての正しい知識を広めるため、様々な対象者に応じた研修の企画と啓発を推進します。

また、本人や家族が孤立しないよう、地域ぐるみで支え合うための交流促進を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 相談支援体制の整備	★ 発達相談の充実	→	→	市、県
	切れ目のない支援体制の整備	→	→	市、県、保育・教育施設
	医療分野における相談の充実	→	→	市、企業団
2. 発達障害に対する普及啓発と交流促進	★ 対象者別講演会の開催	→	→	市
	啓発活動の推進	→	→	市
	交流事業の推進	→	→	市、市民、保育・教育施設

市民協働に向けて

- 発達障害に関する普及啓発活動により、発達障害に対する市民の理解と関心を高め、地域の中で当事者が安心して暮らせるための環境づくりを推進します。
- 当事者や家族が成長に合わせ、地域の中で支え合える関係づくりを育むために、交流の場づくりを支援します。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
幼児教室の参加者数	人/年	188 (H27)	200	220	
各種講演会・研修会の参加者数	人/年	919 (H27)	950	1,000	



2～3才児対象 幼児教室



発達相談

1-4-1 市民主体による健康づくりの推進

現状・課題

■ 少子高齢化や疾病構造の変化が進む現在、健やかで心豊かに生活できる社会の実現に向け、生活習慣や社会環境の改善が求められています。特に、高齢化が進む中で、健康寿命の延伸に向け、生活習慣病の予防が重要となっており、自身の健康状態を把握した上で適切な生活習慣を心がけることが大切です。

今後は、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、ライフステージに応じた心身機能を維持し、生活習慣病を予防するため、各種健診の受診者を増やす必要があります。

また、個人の健康を社会全体で支える環境整備として、健康づくり意識の高揚を図りながら、健康づくりグループの育成・強化が必要です。

基本的方向

1. 健康寿命の延伸

健康寿命を延ばすための大きな要因である生活習慣病の予防に向け、健康状態を把握し、適切な生活習慣に取り組みめるよう、健康診査受診者を増やすとともに、検査内容等の充実を図るほか、白山石川医療企業団では、人間ドックの検査内容等について、市民ニーズを把握しながら充実を図ります。

また、白山ののいち医師会等と連携を図りながら、糖尿病性腎症などの重症化予防対策を強化するとともに、がんによる死亡者数を減らすため、がん検診受診者の増加に取り組みます。

さらに、健康生活支援企業と連携して市民の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、地域資源を活かした新たな健康づくり事業の展開や健康づくり支援団体の育成に努めます。



健康ウォーキング



健康セミナー

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 健康寿命の延伸	★ 人間ドックの検査内容等の充実	→	→	企業団
	★ 生活習慣病の発症及び重症化予防	→	→	市、医師会
	★ 健康生活支援企業と連携した健康づくりの推進	→	→	市
	地域資源を活用した健康づくり事業の展開	→	→	市
	健康づくりグループの育成推進	→	→	市

市民協働に向けて

- 医療や健康に関する知識を身につけ、様々な病気の予防につなげるよう啓発活動に努めるとともに、医師会と連携した生活習慣病の重症化予防や市民自ら生活改善に取り組めるよう支援します。
- 食育・地産地消による健康づくりを推進するほか、健康づくり支援団体の育成等を支援します。

目標指標

指 標	単 位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
糖尿病の重症者数の割合	%	1.0 (H27)	0.9	0.8	
健康倶楽部*会員数	人/年	300 (H28)	800	1,000	

*健康倶楽部：市と健康生活支援企業と連携した健康づくり事業（会員制）



食育キッチンカー「ゆきママキッチン号」



白山路サイクルフェスタ

1-4-2 医療・救急体制の充実

現状・課題

- 本市には、公立松任石川中央病院と公立つるぎ病院、白山ろく3診療所からなる白山石川医療企業団が組織されています。
公立松任石川中央病院は、地域の中核病院として急性期医療を担ってきましたが、平成24年に地域医療支援病院の承認を受け、平成27年4月には地域包括ケアシステムの拠点として「地域包括福祉支援センターおかりや」を併設するなど、その役割はさらに拡大しています。
公立つるぎ病院は、地域包括ケア病棟を設置するなど、急性期から回復期、維持期までの包括的な診療やリハビリテーションの体制構築のほか、へき地医療、在宅療養支援体制の拡充を進めてきました。
今後、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が予測され、医療と介護の連携がこれまで以上に必要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民の視点に立ったサービスを切れ目なく効率的に提供し、病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図ることが重要です。
- 公立松任石川中央病院と公立つるぎ病院は、救急医療として救急外来を実施していますが、さらなる救急医療体制の充実に向け、高次医療機関や近隣医療機関との連携強化が求められています。
- 公立松任石川中央病院は、平成25年に災害拠点病院の指定を受け、災害発生時において重症患者の受入及び搬送、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班の編成・派遣等、医療活動の基幹的役割を果たすことが求められていることから、今後、災害医療体制の一層の充実が必要です。

基本的方向

1. 地域医療体制の充実

急性期医療及び回復期医療の推進と介護との連携による充実したサポート体制を構築するとともに、地域医療支援病院として、この地域における医療と介護の「ハブ機能」を強化し、医療介護サービス提供体制の充実を図ります。

また、医療計画に基づく5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の取り組みを推進するとともに、予防、診断、治療、在宅支援体制を一体的に提供できる環境の強化を図ります。

なお、公立松任石川中央病院北側地域においては、次世代のニーズに対応する医療・福祉施設の充実も含めた公共スペースとしての有効な活用について検討します。

2. 救急医療体制の充実

救急患者を積極的に受け入れるとともに、ICU・HCU等の効率的な活用、高次医療機関との有機的な連携により、重症患者治療の強化に努めます。

また、救急救命士の病院内実習に積極的に協力し、より質の高い救急救命士の育成を図ります。

3. 災害医療体制の充実

災害発生時に基幹的役割を果たせるよう、災害拠点病院における装備の充実や定期的な防災訓練等の機能強化を図ります。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術向上を行うとともに、広域災害訓練を通して、近隣医療機関、消防などと共同して災害対応能力の向上に努めます。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 地域医療体制の充実	★ 医療と介護が一体的に提供できる基盤の強化	→	→	市、企業団、医師会
	★ 地域医療支援病院機能の充実	→	→	企業団、医師会、医療機関
	がん診療連携推進病院の機能強化	→	→	企業団
	★ 地域医療連携ネットワークの強化と充実	→	→	市、企業団、医師会、医療機関
	白山石川医療企業団内連携の強化	→	→	企業団
	院外処方・ジェネリック医薬品の使用推進	→	→	企業団、医師会、薬剤師会
	医師確保・人材育成の推進	→	→	企業団
2. 救急医療体制の充実	医療機器や救急医療病棟等の充実	→	→	企業団
	救急救命士の病院実習受入れ	→	→	企業団
	救急病院として高次医療機関との有機的な連携	→	→	企業団、医療機関
3. 災害医療体制の充実	災害拠点病院としての機能強化	→	→	市、企業団
	災害派遣医療チーム（DMAT）体制の充実	→	→	市、企業団
	近隣医療機関と連携した災害時対応力の強化	→	→	市、企業団

市民協働に向けて

- 市民公開講座や出前講座等の開催により、医療や健康に関する知識を身につけ、病気予防につなげるよう啓発活動を行うとともに、病気やけがへの対応について、市民への普及啓発を行い、適正受診を図れるよう支援します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
他施設との連携による紹介率	%	59.5 (H27)	60.0	65.0	
他施設との連携による逆紹介率	%	73.6 (H27)	75.0	80.0	
ジェネリック医薬品使用率	%	76.5 (H27)	80.0	85.0	
救急車応需率	%	87.1 (H27)	90.0	99.0	

1-5-1 健全な公的保険制度の運営

現状・課題

- 本市の国民健康保険は、被保険者は減少していますが、医療費は伸びています。
このため、国民皆保険の根幹をなす国民健康保険の運営をより安定化させ、今後も安心して医療を受けることができるよう取り組む必要があります。
- 超高齢社会を見据え、「介護」を社会全体で解決すべき問題と捉え、社会保険制度として誕生した介護保険制度は、保険給付を円滑に実施するために、その時代に応じて様々な制度改革が行われています。
今後も引き続き、介護を必要とする全ての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険に関する制度の安定に向けて取り組む必要があります。

基本的方向

1. 国民健康保険事業の健全運営

健全な保険運営を目指し、医療費に関する通知やレセプト点検により、医療費の適正化を図ります。
また、白山ののいち医師会等と連携しながら、特定健診及びがん検診の受診者の増加を図るとともに、重症化予防への取り組みを推進します。

2. 介護保険事業の健全運営

要介護認定者数や特別養護老人ホーム等の施設入所待機者数等の推移や介護サービス利用意向等を把握し、必要なサービスの確保に努めます。
また、パンフレットの配布やまちかど市民講座等を通じ、介護保険事業に関する周知活動を行います。



特定健診の実施風景



特定保健指導の個別指導

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 国民健康保険事業の健全運営	医療費の適正化	→	→	市
	★生活習慣病の発症及び重症化予防【再掲 1-4-1】	→	→	市、医師会
2. 介護保険事業の健全運営	介護保険制度の理解促進	→	→	市
	給付内容分析と適正化の推進	→	→	市
	サービス供給体制の充実	→	→	市、市民、事業者
	福祉人材の育成・確保	→	→	市、国、県、事業者、大学

市民協働に向けて

- 健診や保健指導により市民の健康意識を高め、市民自ら生活改善に取り組めるよう支援します。
- 一人ひとりの医療費の適正化に向けた意識づけや介護保険制度の仕組み等の周知により、社会保障制度の適正な運営に向けた理解と意識啓発を図ります。

目標指標

指 標	単位	現況値	目標値		備 考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
特定健診の受診率	%	51.7 (H27)	62.0	62.5	
特定保健指導の指導率	%	78.0 (H27)	79.5	81.0	

1-5-2 低所得者福祉の充実

現状・課題

本市では、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行っています。
 今後も、生活困窮者の自立を支援するため、白山市社会福祉協議会等の関係機関との連携による包括的な取り組みが必要です。

基本的方向

1. 低所得者福祉の充実
 生活困窮者の自立を支援するため、白山市社会福祉協議会との連携により、相談体制の充実を図ります。

施策の展開

基本的方向	施策の概要（★印は重点項目）	実施時期		実施主体
		前期	後期	
1. 低所得者福祉の充実	社会福祉協議会との連携による相談体制の充実	→		市

市民協働に向けて

●白山市社会福祉協議会との連携強化による相談体制の充実により、生活困窮者の自立を支援します。

目標指標

指標	単位	現況値	目標値		備考
		(年度)	2021年度 (H33)	2026年度 (H38)	
生活困窮者の自立相談支援事業における相談件数	回/年	675 (H27)	700	750	相談しやすい環境をつくり課題の顕在化を目指す